

(付録1) 滝川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、滝川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行うものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て応援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(付録2) <滝川市子ども・子育て会議委員名簿>

| No. | 氏 名 | ふりがな | 備 考 |
|-----|---------|-----------|---------|
| 1 | 石 川 宏 子 | いしかわ ひろこ | 子育てサークル |
| 2 | 猪 股 旬 雄 | いのまた みつお | 事業主 |
| 3 | 金 子 和 史 | かねこ かずし | 保護者 |
| 4 | 鎌 塚 孝 幸 | かまつか たかゆき | 保護者 |
| 5 | 高 谷 富士雄 | たかや ふじお | 学識経験者 |
| 6 | 田 代 雄 一 | たしろ ゆういち | 学識経験者 |
| 7 | 種 田 貴志子 | たねだ きしこ | 子育て事業 |
| 8 | 中 島 淳 | なかじま あつし | 学識経験者 |
| 9 | 船 奥 保 | ふなおく たもつ | 事業主 |
| 10 | 細 矢 千 鶴 | ほそや ちづる | 子育て事業 |
| 11 | 堀 田 秀 樹 | ほった ひでき | 労働者 |
| 12 | 峯 村 太 志 | みねむら ふとし | 事業主 |
| 13 | 山 内 祐 子 | やまうち まさこ | 子育て事業 |
| 14 | 山 下 幸 二 | やました こうじ | 保護者 |
| 15 | 山 本 典 子 | やまもと のりこ | 子育て事業 |
| 16 | 芳 村 元 悟 | よしむら げんご | 子育て事業 |

(敬称略：五十音順)

(付録3) <策定経過>

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 平成29年 3月23日 | 第6回子ども・子育て会議（施策の取り組み状況について等） |
| 平成30年 3月20日 | 第7回子ども・子育て会議（取り組み状況と取り組みについて等） |
| 12月18日 | 第8回子ども・子育て会議（ニーズ調査の実施について等） |
| | <ニーズ調査実施（平成31年1月10日～平成31年1月31日）> |
| 平成31年 3月20日 | 第9回子ども・子育て会議（ニーズ調査の結果について等） |
| 令和元年11月27日 | 第10回子ども・子育て会議（計画素案について等） |
| 令和 2年 2月17日 | 第11回子ども・子育て会議（計画案について） |
| 2月20日 | 市議会厚生常任委員会で報告（計画案について） |
| | <計画案パブリックコメント実施（2月25日～3月10日）> |